

上山市建設工事請負契約約款における現場代理人の常駐義務緩和基準

〈平成27年4月1日施行〉

〈平成28年6月1日一部改正〉

〈令和5年5月1日一部改正〉

上山市

上山市建設工事請負契約約款第11条第3項に規定する現場代理人の常駐を要しないこととする場合について、平成27年4月1日以降、下記の基準で取扱います。

1 常駐義務緩和を認める場合

発注者が、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると認め、かつ、別紙「現場代理人常駐義務不要・別件工事兼務承認申請書」により発注者の承認を受けた場合に限り、以下のとおり、現場代理人の常駐義務緩和（「常駐義務不要」及び「別件工事との兼務」）を認めるものとする。

(1) 常駐義務不要要件

次の各号のいずれかに該当し、別紙「現場代理人常駐義務不要・別件工事兼務承認申請書」により発注者の承認を受けた場合に限り、「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障」がないものとして、請負金額にかかわらず、工事（架設等）現場の常駐は不要とする。ただし、別件工事との兼務は、次の（2）に該当する場合のみとする。

ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。ただし、この場合、建設工事請負契約約款第3条に規定する工程表において、現場着工の時期を明記している場合に限り、別紙承認申請書を省略することができる。

イ 建設工事請負契約約款第21条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間

ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

エ アからウの期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

(2) 別件工事との兼務可能要件

次のア又はイの場合で、かつ、別紙「現場代理人常駐義務不要・別件工事兼務承認申請書」により発注者の承認を受けた場合に限り、別件工事との兼務を認める。

ア 当該工事及び別件工事の両方の工事が建設業法第26条第3項に該当しない場合（工事1件の請負金額が4,000万円未満、ただし建築一式工事にあつては8,000万円未満）は、次の（ア）から（ウ）の全てを満たすこと。

（ア） 当該工事及び別件工事の施工箇所が近隣市町であること。

（イ） 当該工事の現場代理人（主任技術者兼務の場合を含む。）が兼務できるのは当該工事と別件工事を合わせて3つまでとする。ただし、災害復旧に関する工事を1つ含む場合は4つまで、災害復旧に関する工事を2つ以上含む場合は5つまで兼務できるものとする。なお、別件工事において兼務できるものは、の現場代理人（主任技術者兼務も可）又は主任技術者とする。

（ウ） 当該工事の現場代理人が、現場を離れる場合は、当該現場内に連絡員を置くこと。

イ 当該工事又は別件工事のいずれか1つ以上の工事が建設業法第26条第3項に該当する場合（工事1件の請負金額が4,000万円以上、ただし建築一式工事にあつては、8,000万円以上）、次の（ア）から（ウ）の全てを満たすこと。

（ア） 当該工事及び別件工事について、一体性若しくは連続性が認められる工事又は相互に調整を要する工事、かつ、近接した場所において施工するため、同一の主任技術者が管理することができると発注者より承認されること。なお、この場合、発注者が異なる場合は両方の発注者から承認されなければならないものとする。

(イ) 当該工事の現場代理人（主任技術者兼務の場合を含む。）が兼務できるのは、当該工事と別件工事を合わせて2つまでとする。なお、この場合、別件工事において兼務できるのは、現場代理人（主任技術者兼務を含む。）又は主任技術者とする。

(ウ) 当該工事の現場代理人が、現場を離れる場合は、当該現場内に連絡員を置くこと。

(3) 手続き

工事担当課あてに「現場代理人常駐義務不要・別件工事兼務承認申請書」を2部提出し、承認を受けること。

連絡員については、契約締結後、「施工計画書」に記入すること。

(4) 施行期日

平成27年4月1日

ただし、平成27年4月1日に施工中の工事についても適用するものとする。

(参考)

1 兼務可能な事例

(1) 工事の請負金額（税込）が各々4,000万円（建築一式は8,000万円）未満の場合

工事名	〇〇工事	△△工事
現場代理人	A氏	A氏
主任技術者	A氏	A氏

工事名	〇〇工事	△△工事
現場代理人	A氏	A氏
主任技術者	A氏	B氏

工事名	〇〇工事	△△工事
現場代理人	A氏	A氏
主任技術者	B氏	B氏

(2) 工事の請負金額（税込）がいずれか1つ以上が4,000万円（建築一式は8,000万円）以上の場合（一体性若しくは連続性かつ近接した場所の工事等）

工事名	〇〇工事	△△工事
現場代理人	A氏	A氏
主任技術者	A氏	A氏

工事名	〇〇工事	△△工事
現場代理人	A氏	B氏
主任技術者	A氏	A氏

2 兼務不可能な事例

2工事の請負金額（税込）がいずれか1つ以上が4,000万円（建築一式は8,000万円）以上の場合（一体性若しくは連続性かつ近接した場所の工事等）

工事名	〇〇工事	△△工事
現場代理人	A氏	A氏
主任技術者	A氏	B氏

【A氏は「△△工事」の主任技術者を兼ねていないので、現場代理人を兼務できません。】